

# ハートビル法関連支援措置（税制特例・低利融資・補助）一覧

## ◆ 認定建築物に対する支援措置

### （１）税制上の特例措置

昇降機を設けた 2,000 m<sup>2</sup>以上の認定建築物（新築、増築、改築）については所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）を可能としている。（租税特別措置法第 14 条の 2、第 47 条の 2）

### （２）低利融資制度

#### ① [日本政策投資銀行](#)、[沖縄振興開発金融公庫](#)による低利融資

〔人にやさしい建築物整備事業（日本政策投資銀行の融資条件）〕

- ・ 融資対象：2,000 m<sup>2</sup>以上の認定建築物
- ・ 融資比率：40%
- ・ 貸出金利<sup>（注）</sup>：政策金利Ⅱ

〔NTT-C 無利子貸付制度〕

- ・ 融資対象：認定建築物の廊下、階段、エレベーター、浴室等の特定施設
- ・ 貸出金利：第 3 セクターにあっては無利子融資、民間事業者にあっては低利融資

#### ② [中小企業金融公庫](#)、[国民生活金融公庫](#)による低利融資

- ・ 貸付対象：認定建築物を建築しようとする中小企業者  
利用円滑化基準を満たす 2,000 m<sup>2</sup>未満の特定建築物を建築しようとする中小企業者
- ・ 貸付限度：直接貸付 中小企業金融公庫 7 億 2 千万円、  
国民生活金融公庫 7 千 2 百万円
- ・ 貸付利率<sup>（注）</sup>：特別利率②（ただし、中小企業金融公庫は 2 億 7 千万円を限度とし、超える分については基準利率となる。）
- ・ 貸付期間：15 年以内
- ・ 据置期間：2 年以内

### （３）補助制度〔人にやさしいまちづくり事業〕

公益的施設を含む認定建築物について、公益的施設に至る経路のうち、

- ・ 障害者の利用に配慮したエレベーター
- ・ 幅の広い廊下（車いすが楽に通れるもの）
- ・ 勾配が緩やかで手すりのついた幅の広い階段
- ・ 障害者の利用に配慮したトイレ

等の整備費について、地方公共団体が助成する金額（整備費の 3 分の 2 以下）の 2 分の 1 を上限として国庫補助を行っている。

## ◆ その他の建築物に対する支援措置

### 低利融資制度

#### ① [日本政策投資銀行](#)、[沖縄振興開発金融公庫](#)による低利融資

〔人にやさしい建築物整備事業（日本政策投資銀行の融資条件）〕

- ・ 融資対象：2,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物のうち、ハートビル法の基礎的基準を満たすもの
- ・ 融資比率：新築については 30%、新築以外のものについては 40%
- ・ 貸出金利<sup>（注）</sup>：新築については政策金利Ⅰ、新築以外のものについては政策金利Ⅱ

（注）金利体系は各銀行のHP、窓口等で確認してください。